

県民防災情報アクセス促進業務に係る企画提案競技実施要領

1 趣旨

本要領は、県民防災情報アクセス促進業務を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 背景及び目的

災害発生時、命を守るのはまず「自分」であり、県民一人ひとりが防災の取組を「じぶんごと」として捉え、実践する「自助」が重要である。

青森県防災教育センター（以下「センター」という。）は、子どもから大人まで災害時に自分の身を守るために大事なことを学ぶことができる県内唯一の体験型防災教育施設で、防災VR体験等最新のデジタル関連の設備を導入し、令和8年4月1日にリニューアルオープンしたところである。

その一方で、現状では平日のみの開館となっていること、県内各地で開催される防災イベント等への多頻度でのブース出展が難しいこと、県内消防本部等へ周知等を行っているが、広報や施設運営に関する専門的知見がないことから、センターの認知度向上に向けた情報発信や運営効率化に課題を抱えている。

以上を踏まえ、センターの土日祝日開館を含む効率的な運営と、センター内でのイベント開催や防災イベント等へのブース出展等による防災体験・知識習得の機会の提供により、特に防災への関心を持つ県民における更なる防災意識向上と、主体的に防災に関与する人材を増やすことを目的として本業務を実施するものである。

3 業務内容

(1) 令和8年度

別添「県民防災情報アクセス促進業務委託仕様書（企画提案競技用）」のとおり。なお、最終的な仕様書等は本企画提案の最優秀提案者との協議により決定する。

(2) 令和9年度、10年度

継続的な運営による知見の蓄積と業務への反映のため、別途協議して決定する。

4 業務の期間

令和8年7月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

5 委託上限額

(1) 令和8年度

25,324千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 令和9年度、10年度

別途協議して決定する。ただし、令和9年度以降については、当該年度予算で成立しなかった場合には、この手続の変更（中止を含む。）を行うことがある。なお、この場合、提案書提出者の損害は補償しない。

6 参加資格

国内に本社、事務所等を有する事業者であり、かつ以下の全てに該当する者であること。
なお、2者以上の共同体で参加する場合は、共同体全ての構成員が以下の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止処分を受けていない者であること。
- (3) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (6) 「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿」において、以下ア～ウの要件を満たすこと。
 - ア 業種「広告及びイベントに係るもの（記号：W）」のうち、営業種目が「広告・宣伝（W01）」又は「イベント（W03）」に登録があること
 - イ 等級格付け「A」であること
 - ウ 青森県内に本社又は支社等を有すること※役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加者名簿（青森県ウェブサイト）
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zaisan/files/20260401ekimumeibo.pdf>

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和8年5月25日（月）12時00分まで
- (2) 提出方法
「14 問合せ・応募窓口」あて電子メールで提出すること。
- (3) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 企業概要（様式2）
 - ウ 過去の類似業務実績（様式3）
 - エ 商業登記簿謄本の写し
 - オ 直近2期分の決算報告書等の写し
- (4) 参加資格確認結果の通知
参加表明書提出者の参加資格を確認後、令和8年5月26日（火）までに結果を電子メールで通知する。なお、参加資格を有する者のみ企画提案書を提出することができる。

8 応募に関する質問

企画提案競技実施にあたって質問がある場合は、以下のとおりとする。

(1) 受付期限

令和8年5月25日(月) 12時00分まで

(2) 提出方法

質問書(様式4)を「14 問合せ・応募窓口」あて電子メールで提出すること。

(3) 回答方法

期限までに提出された全ての質問を取りまとめ、青森県庁ホームページに掲載する。

9 辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式5)を令和8年6月4日(金) 12時00分までに提出すること。

10 企画提案に係る提出書類及び提出方法

提出する提案書は、別添仕様書に記載する業務内容を踏まえたものとし、書類上の記述だけで内容が理解できるように記載すること。

なお、提出書類は審査のためにのみ使用し、返却しないこととするので留意すること。

(1) 提出期限

令和8年6月4日(木) 12時00分まで

(2) 提出方法

「13 問合せ・応募窓口」あて直接持参又は郵送すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案提出書(様式6)

イ 企画提案書(A4版、片面、カラー印刷とする。縦横は問わない。)

(ア) 表紙、目次

(イ) 企画提案内容、全体実施スケジュール

(ウ) 業務実施体制

(エ) 過去に受託した同種又は類似の業務実績(官民間わない)など

ウ 概算見積書(任意様式で、積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。)

(4) 提出部数

6部(原本1部、コピー5部)

11 審査

(1) 審査の方法

提出書類及び企画提案競技審査会を踏まえ、以下の項目について審査会において総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受託候補者として選定する。

なお、提案者が1者のみの場合でも審査を実施する。

ア 全般

- ・ 業務実施体制及び対応計画が明確に示されているか。

- ・ 県の考え方を正しく理解し、それに基づいた企画提案となっているか。
- ・ 提案内容に対し、見積金額の適正かつ妥当なものか。

イ センターの運営

- ・ 平時において、土日祝日の開館を含む効率的な運営計画となっているか。
- ・ 災害時等の非常時において、緊急的な対応が取れる計画となっているか。
- ・ 館内でのイベント実施計画について、センターの魅力向上や、それによる再訪者を含む来館者増加、県民の防災意識向上へつながるものであるか。

ウ 広報活動による認知度向上

- ・ 各種イベントへの出展計画が現実的かつ適切なものか。また、出展内容がセンターの認知度向上による来館者増加や県民の防災意識向上につながるものであるか。
- ・ 各種メディアやインターネットを活用した広報計画が、センターの認知度向上による来館者増加につながるものであるか。

(2) 企画提案競技審査会

ア 日時：令和8年6月9日（火）

※具体的な時間、場所等については、参加者に別途連絡する。

イ 場所：青森県庁

ウ 出席人数：1者につき3名まで

エ 説明方法：提案者からの提出書類での説明

- ・ プレゼンテーション方式により実施すること。なお、企画提案書等に記載されていない事項の説明や追加資料の配布は不可とする。
- ・ ディスプレイを用いる場合は、操作用のパソコンを持参すること。なお、ディスプレイ及びケーブル（HDMI端子）は県で準備する。
- ・ 審査順は参加表明書の提出順とし、1者あたり説明30分、質疑15分を目安とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に令和8年6月12日（金）までに通知する。なお、審査結果についての異議申立て及び問合せは受け付けない。

(4) 契約の締結

青森県と受託候補者との間で、提出された提案書等に基づき契約を締結する。

1.2 スケジュール

- ① 令和8年5月14日：公示
- ② 令和8年5月25日：参加表明書及び質問書の提出期限
- ③ 令和8年5月28日：質問書への回答公表（県庁HP上）
- ④ 令和8年6月4日：企画提案書及び参加辞退届 提出期限
- ⑤ 令和8年6月9日：企画提案競技審査会
- ⑥ 令和8年6月12日：審査結果の通知
- ⑦ 令和8年6月中旬：契約締結

1.3 その他

- (1) 本企画提案競技に関連して、参加者から提出された書類の所有権は発注者にあるもの

とし、返却しない。

- (2) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書を受理した後の加筆及び修正は認められない。
- (4) 提出された書類に、契約後、虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (5) 委託金額については、委託候補者決定後、見積合わせにより別途決定する。

1 4 問合せ・応募窓口

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県危機管理局防災危機管理課（県庁北棟2階）

防災企画グループ 渡部

TEL : 017-734-9181

FAX : 017-722-4867

E-mail : bosaikikikanri@pref.aomori.lg.jp